

## (I) 協力雇用主名簿の取扱い

保護観察における補導援護を行うに当たって、更生保護法第58条においては、保護司は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため「職業を補導し、及び就職を助けること」とされており、これについては、処遇運用通達において、「就労に関する情報を提供すること、公共職業安定所の利用を促すこと等により行う」などとされている。

また、保護司法第8条の2及び保護司会及び保護司会連合会に関する規則（平成11年法務省令第2号。以下「保護司会等規則」という。）第1条においては、保護司は、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、その者を雇用する事業主の確保その他の雇用の促進を図る活動」の事務に従事することとされている。

### i 法務省の協力雇用主名簿に関する取組

保護観察対象者の就労支援に関して、法務省は、協力雇用主の募集を行っている。そして、協力雇用主の登録や、その情報の管理等に当たって、法務省は、「協力雇用主登録等要領」（平成30年8月23日付け法務省保更第82号法務省保護局更生保護振興課長通知）において、保護観察所の長が、事業主から、事業所名、所在地、業種、雇用形態、就業時間、給与形態、主な業務内容等が記載された協力雇用主登録届の提出を受け付け、暴力団の排除事項について確認した後、協力雇用主として登録することとしている。また、保護観察所の長が、「定期的に、当該協力雇用主に対し、協力雇用主としての登録を継続するか否かに関する意向、登録している情報の変更の有無及び求人募集の状況等を確認するよう努める」ほか、登録している協力雇用主の情報について、「登録されている情報を最新の状態に保持するとともに、適切な運用に努める」こととされている。

なお、保護観察所が管理している協力雇用主の情報の保護司会等への提供等の取扱いや、協力雇用主の登録の継続等の確認方法については、特段示されていない。

#### （保護観察所における取組状況）

調査対象とした17保護観察所における協力雇用主名簿<sup>(注)</sup>の保護司会等への提供状況を調査したところ、表3-(1)-イ-(エ)-①のとおり、9保護観察所において提供していた。

なお、提供している保護観察所においては、提供するに当たって、情報秘匿を求める協力雇用主がいることや、積極的に名簿の写しを保護司に渡すことを禁じることなど取扱い上の留意点を示している例がみられた。一方、8保護観察所においては提供していなかった。その理由として、協力雇用主であることを公にすることを望まない事業主がいることや、利用時に登録状況が変わっていて事業主に迷惑をかけるおそれがあること、保護司会・保護司に対する提供について協力雇用主から同意を得ていないことなどが挙げられた。

(注) 保護観察所ごとに登録している協力雇用主に係る事業所名、所在地、業種、連絡先のほか、雇用実績や募集内容、寮の有無等の情報を掲載し一覧化しているものをいう。その内容は保護観察所により異なる。

表 3-(1)-イ-(エ)-① 調査対象保護観察所における協力雇用主名簿の保護司会等への提供状況

(単位：保護観察所)

区分	提供している	提供していない
保護観察所	9	8

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

〔調査対象保護観察所において協力雇用主名簿を保護司会等に提供する際に示している留意点の内容 (主なもの)〕

- ・ 協力雇用主の中には、協力雇用主名簿内の情報秘匿を求める者もいるため、毎年度末に実施している保護司会の代表者会議において、本名簿を配布する際に、口頭にて取扱いに注意するよう指導するとともに、本名簿表面に、「保護司会の内部資料として取り扱い、直接対象者に閲覧させることは控えてください」との文言を印刷して、重ねて注意を促している。(佐賀保護観察所)
- ・ 協力雇用主名簿については当該保護司会限りとするよう注意喚起している。当該保護司会に属する保護司から情報提供の要請があった場合には、当該名簿の閲覧をさせることは構わないが、名簿の写しを保護司に渡すことは禁じている。(広島保護観察所)
- ・ 情報の取扱いにおいては、担当保護司の処遇上の取扱いのみとし、関係機関への情報提供や保護観察対象者への就労支援以外の目的での情報提供を行わないよう依頼している。また、雇用の申込みについては、保護観察所を経由することとしている。(徳島保護観察所)
- ・ 各保護司会への協力雇用主の名簿の提供に当たり、取扱い上の注意として、i) 協力雇用主の名称等を外部に漏らさないことや複写しないこと、ii) 協力雇用主に対して保護観察対象者の雇用を求めようとする場合には協力雇用主に当たる前に主任官等に事前に相談することを求めている。i) を促している理由としては、協力雇用主であることを公にしていない事業主がいることを挙げている。ii) を促している理由としては、保護観察対象者の就労支援には保護司と主任官が協働して当たる必要があるため、主任官を必ず通してもらいたいことと、保護観察対象者を雇用した協力雇用主を保護観察所が確実に把握し奨励金等を漏れなく支給したいことを挙げている。(福岡保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

〔調査対象保護観察所において協力雇用主名簿を保護司会等に対して提供していない理由 (主なもの)〕

- ・ i) 協力雇用主であることを公にすることを望まない事業主がいること、ii) 協力雇用主の名簿については、毎年雇用主に意向確認を行い、雇用条件を含めた登録内容の更新や抹消をするほか、随時新規登録・抹消を行っているため、ある一時点で作成した名簿を提供すると、利用時には登録状況が変わっていて、事業主に迷惑をかけてしまうおそれがある。(札幌保護観察所)
- ・ i) 保護司会・保護司に対し協力雇用主の名簿を提供することについて、協力雇用主から同意を得ていないこと、ii) 現状、保護司は保護観察対象者等に対する就職支援を行うに当たり、公共職業安定所 (以下「ハローワーク」という。) を通じた就職支援を前提としているため、協力雇用主の名簿の提供を必要としていない。(函館保護観察所)
- ・ 保護司会や保護司に協力雇用主名簿等を提供した場合、保護司が名簿等を利用して保護観察所を通さずに個別に対象者雇用を依頼した場合、協力雇用主支援制度や就労支援メニュー等の活用がで

きず、結果として効果的な対象者雇用及び協力雇用主支援ができなくなるおそれがある。(甲府保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

また、調査対象とした 17 保護観察所における協力雇用主の情報を更新する際の協力雇用主への確認方法についてみると、これら保護観察所では、自ら協力雇用主に対するアンケート調査を行って毎年確認している例や、自ら確認するとともに補足的に保護司会に依頼して数年に一度確認している例、保護司会に依頼して確認している例がみられた。

このような状況の中、保護司会に依頼して確認している保護観察所管内の保護司会からは、「負担は感じておらず、保護区内の協力雇用主とは関係を持っておかないと、いざ保護観察対象者を雇用してもらう際に円滑に進まない」とする意見が聴かれた一方で、「協力雇用主の継続についての依頼文等が保護観察所から協力雇用主又は保護司会に送付されておらず、協力雇用主から苦情を受ける」として確認作業が負担になったとの意見が聴かれた。

#### 〔調査対象保護観察所における協力雇用主の情報の確認方法の例〕

分類	内容
協力雇用主に対するアンケート調査を実施	<p><b>〔保護観察所の取組〕</b></p> <p>平成 27 年度以降、更生保護就労支援事業<sup>(注)</sup>を実施しており、17 人の就労支援員が配置されている。就労支援員の全員が保護司に委嘱されており、毎月 1 回、就労支援員の会議が開催されている。この中で、複数の就労支援員から担当保護区内にどのような会社が協力雇用主となっているのか知りたいので情報を提供してほしいとの要望があった。</p> <p>(注) 民間のノウハウ・ネットワークをいかし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を行うものであり、一部の保護観察所において実施している。この事業では、就労の確保が困難な者の就労支援や雇用管理に関する専門知識及び経験を有する就労支援員により、i) 就職活動支援、ii) 雇用基盤整備の 2 つの支援を実施している。</p> <p>これを受けて、4,5 年前から毎年、協力雇用主に対するアンケート調査を実施し、登録事項の確認及び変更がある場合の修正依頼、登録継続の意思、登録情報の保護司会等への提示の可否、保護観察対象者の雇用の可否等を確認している。</p> <p>上記のアンケートを実施する目的は、管内の協力雇用主登録者数は 500 社以上と他庁に比べて多く、これを対象者の就労の確保と安定につなげていきたいと考えているが、協力雇用主の様々な事情の変化により協力できる内容が変化する可能性があり、それを把握するために実施している。(広島保護観察所)</p>
自ら確認するとともに、補足的に保護司会に確認を依頼	<p><b>〔保護観察所の取組〕</b></p> <p>各地区保護司会を経由して保護観察所に登録した協力雇用主について、数年に一度(直近では平成 29 年度)、保護観察所が継続登録の意思確認のアンケートを行っている。その際、宛先が不明であったり、返送がなかったりした協力雇用主について、保護観察所が各地区保護司会に、所在確認及び継続登録の意思確認の依頼を行っている。その結果、保護観察所に「継続登録で問題なし」との回答があった協力雇用主を含めた該当保護司会の協力雇用主名簿を提供している。(大阪保護観察所)</p>

	<p><b>〔保護司会の意見〕</b></p> <p>上記確認依頼について負担は感じておらず、保護区内の協力雇用主とは関係を持っておかないと、いざ保護観察対象者を雇用してもらう際に円滑に進まないと考えている。</p>
保護司会に確認を依頼	<p><b>〔保護観察所の取組〕</b></p> <p>保護観察対象者に対する就労支援の参考としてもらうことを目的として、管内の全ての保護司会に対して、協力雇用主一覧表を平成 27 年度から提供している。</p> <p>当該協力雇用主一覧表について、i) 協力状況の変化等を把握し、反映する必要があること、ii) 記載の情報が古く、最新の情報に更新すべきであると地区保護司会から要請を受けたことから、平成 29 年 6 月に、その更新作業を実施した。更新する上で必要となる協力雇用主の登録継続の確認作業に当たり、i) 保護観察所の職員数では全ての協力雇用主に対する確認を行うことが困難であること、ii) 保護司が円滑な就労支援を実施するために、この確認作業を通して地区の協力雇用主と接点を持ってもらう必要があると考えたことを理由に、各保護司会にそれぞれ地区内に所在する協力雇用主に対する確認を依頼した。(徳島保護観察所)</p> <p><b>〔保護司会の意見〕</b></p> <p>上記依頼について、地区内の協力雇用主に対して確認作業を行ったものの、登録継続の確認書類には、協力雇用主の印が必要であったため、保護司が全ての協力雇用主を個別に訪問して継続をお願いする必要があったこと、また、協力雇用主の継続についての依頼文等が保護観察所から協力雇用主又は保護司会に送付されておらず、協力雇用主側から苦情を受ける場合があったことから、この更新作業は、保護司会にとって大きな負担になった。</p>

(注) 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

## ii 保護司における就労支援の状況

調査対象とした保護司 136 人のうち、保護観察を担当したことがある保護司 122 人における保護観察対象者に対する就労支援の状況について調査したところ、表 3-(1)-イ-(エ)-②のとおり、3 割強の保護司 (42 人) は、最近担当した保護観察において、ハローワークへの同行やハローワークを通じた協力雇用主の紹介、新聞・チラシ等の求人情報の提供等の就労支援を行っているとしている。一方、約 6 割の保護司 (73 人) は、担当した保護観察対象者が自ら就職先を見付けているなどのため、最近担当した保護観察では就労支援を行っていないとしている。

表 3-(1)-イ-(エ)-② 調査対象保護司における保護観察対象者に対する就労支援の状況

(単位：人、%)

区分	行っている	行っていない	不明
保護司	42 (34.4)	73 (59.8)	7 (5.7)

- (注) 1 保護司会への実地調査の結果による。  
2 調査対象 136 人のうち、14 人については保護観察事件を担当した経験がないため対象から除いている。  
3 「不明」は、覚えていないなどである。  
4 ( ) 内は、保護観察事件を担当した経験がある保護司 122 人に占める割合である。  
5 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

〔調査対象保護司が行っている就労支援の内容（主なもの）〕

- ・ 保護観察対象者がハローワークに行くのに同行している。
- ・ 就職を希望する保護観察対象者に対しては、ハローワークを通じて、求人の有無を確認するよう指導している。
- ・ 就労支援をする場合は、NPO法人の就労支援事業者機構と連携して協力雇用主を紹介する、又はハローワークに行くことなどを勧めている。
- ・ 新聞の折り込みチラシの求人情報を対象者に提供している。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

〔調査対象保護司が就労支援を行っていない理由（主なもの）〕

- ・ 保護観察対象者自らが就職先を見付けてきており、就労に関する相談もなかった。
- ・ 保護観察開始時には既に就職先が決定しており、就労支援の必要がなかった。
- ・ 保護観察対象者は、ハローワークでの求職も保護司の紹介も嫌がり、知り合いの口コミや情報誌で探すことを希望している。
- ・ 保護観察対象者に対しては、自発的に就労活動をするよう促している。その理由は、対象者が自発的に探した就労場所でなければ、早期退職する可能性が高いと考えるからである。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

iii 保護司における協力雇用主名簿の活用状況

調査対象とした保護司 136 人から、就労支援のために協力雇用主名簿の提供を定期的に受けることの必要性について聴取したところ、表 3-(1)-イ-(エ)-③のとおり、約 7 割の保護司 (92 人) は、就労を希望する対象者から相談を受けたときに活用できるなどとして、協力雇用主名簿の提供を受けることを求めている。

表 3-(1)-イ-(エ)-③ 調査対象保護司における協力雇用主名簿の提供を受けることの必要性

(単位：人、%)

区分	必要だと思う	必要だと思わない	分からない
保護司	92 (67.6)	16 (11.8)	28 (20.6)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 ( ) 内は、調査対象保護司 136 人に占める割合である。

しかし、必要としている保護司において、保護観察所や保護司会等から協力雇用主名簿提供を受けて所持しているのは、表 3-(1)-イ-(エ)-④のとおり、3 割強 (32 人) 程度であった。

表 3-(1)-イ-(エ)-④ 協力雇用主名簿の提供を受けることを必要としている保護司における協力雇用主名簿の所持状況

(単位：人、%)

区分	持っている	持っていない
保護司	32 (34.8)	60 (65.2)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 ( ) 内は、表 3-(1)-イ-(エ)-③において「必要だと思う」と回答した保護司 92 人に占める割合である。